厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

第４回救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会	資料２
令和８年11月25日	

ドクターヘリ運航委託契約に係る運航事業者の選定等に関する指針の見直しについて

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会　中間とりまとめ（抜粋）

- 都道府県等又は基地病院と運航事業者との間には、航空機の運航・整備に関する専門知識や保有する情報に差がある。このため、運航事業者の選定に当たっては、価格に加え、安全確保の具体的な取組、運航・整備体制の継続性、操縦士・整備士等の人材確保計画、機体の確保計画、運航継続に支障が生じるおそれがある場合の報告・情報共有体制、公益通報制度を含む内部統制の整備及び運用状況、関係機関との連携体制等を適切に確認することが重要である。

- また、委託契約については、安全性や運航継続に疑義が生じた場合に、都道府県等又は基地病院が運航事業者から必要な情報の提供を受け、その業務状況を確認できること、公益通報等を契機として把握されたものを含め、インシデント・アクシデントその他の安全上又は事業継続上の重要な事象について必要な報告・対応が行われること等、契約締結後の情報共有や対応に関する事項を適切に定めることが重要である。

- このため、国において、これまでの調査研究の成果等を踏まえ、運航事業者の選定や委託契約に当たって留意すべき事項を整理し、都道府県等及び基地病院が参照できる形で示す必要がある。なお、具体的な選定方法や契約内容については、各委託者の契約手続や地域の実情を踏まえる必要がある。

現行指針の概要と見直しの方向性

観点	現行指針	見直しの方向性
対象範囲	主として運航事業者の選定時	選定、契約、履行確認、運航休止・交代時まで
評価対象	人員、機体、設備、教育、経営状況等	安全管理、継続性、人員・機体の確保計画、内部統制等を追加
情報共有	契約後の報告事項は明示されていない	重要事象、運休、行政処分等の報告
履行確認	定期的な確認・改善要求は明示されていない	モニタリング、改善要求等を整理
運航休止等	具体的な記載なし	代替搬送、引継ぎ等を整理

現行指針の選定時の確認事項を充実させるとともに、契約締結後の情報共有、履行確認、運航継続に支障が生じた場合の対応等までを含めて見直す必要があるのではないか。

見直し後の指針の構成（案）

１．目的・基本原則

２．選定手続前の準備

３．運航事業者の要件及び選定・評価

４．契約に盛り込むべき事項

５．契約履行中の情報共有・履行確認

６．運航休止・事業者交代時等の対応

本日は、指針の目的・基本原則、対象範囲及び主な記載事項について御議論いただき、具体的な構成及び文言については、本日の御議論を踏まえ、事務局において整理する。

目的・基本原則（案）

目的

ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航を確保するため、運航事業者の選定、委託契約及び契約履行中の対応等に関する基本的な考え方及び留意事項を示す。

基本原則

１．安全性の最優先

ドクターヘリの運航事業者の選定及び委託契約に当たっては、航空法その他の関係法令の遵守を前提とし、患者、医療クルー、運航クルーその他の関係者の安全確保を最優先とする。

２．安全性及び運航継続性の総合的な確認

価格のみでなく、安全管理体制、運航・整備体制、人員・機体の確保、事業継続、情報共有等について総合的に確認し、安全かつ持続可能な運航体制の確保を図る。

３．関係者間の情報共有及び連携

都道府県等、基地病院、消防機関、運航事業者その他の関係者が、それぞれの役割に応じて必要な情報を共有し、運航継続に支障が生じるおそれがある場合に早期に対応できる体制を確保する。

※航空法令に基づく安全規制及び監督と、委託契約に基づき委託者が行う履行確認とは、それぞれ目的及び権限が異なることに留意する。

御議論いただきたい事項

①目的・基本原則
ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航を確保することを指針の目的とし、安全性の最優先、安全性及び運航継続性の総合的な確認、関係者間の情報共有及び連携を基本原則として示すことについて、どのように考えるか。また、追加又は修正すべき事項はあるか。

②指針の対象範囲
選定時の確認事項に加え、契約締結後の情報共有・履行確認、運航休止・事業者交代時の対応までを指針の対象とすることについて、どのように考えるか。

③全国共通で示す事項
安全管理、人員・機体の確保、事業継続、重要事象の報告等について、国が全国共通で示すべき事項は何か。

④実効性の確保
選定時の確認にとどまらず、契約後の定期的な確認、運航継続に支障が生じるおそれがある場合の早期報告、必要な改善要求等を実効的に行うため、指針にどのような事項を盛り込むべきか。

（参考１）ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針（平成13年９月６日）

ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針

ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定に当たり、ドクターヘリによる救急患者搬送の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。

1　航空運送事業免許を有すること。

2　ドクターヘリの運航業務の責任者として、救急患者の搬送に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。特に、ヘリコプターによる人員搬送飛行の実績を有するとともに、救急患者搬送飛行、救難救助飛行，山岳飛行及び洋上飛行などの特殊飛行実績を有することが望ましい。

3　ドクターヘリの運航業務の従事者として、救急患者の搬送に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。また、ドクターヘリの運航業務に必要な知識及び技能を有する操縦士、整備士及び運航管理要員を有すること。

4　次に掲げる要件を満たす救急医療専用ヘリコプターを、年間を通して間断なく運行することが可能な台数保有すること。ただし、受託する運航会社が複数の場合における救急医療専用ヘリコプターの保有機数については、各航空会社の保有機数の合計により運行が可能であれば差し支えないものとする。
（１）ストレッチャーを確実に固定できること
（２）病院等と連絡を行うための無線設備を備えていること
（３）医療上の救急救命処置を行うための十分な広さを有すること
（４）離着陸時の衝撃に対する十分な緩衝装置を有すること
（５）換気及び冷暖房の装置を備えていること
（６）救急救命処置を行うために必要な医療機器を装備していること又は装備が可能であること（聴診器、血圧計、酸素吸入器、吸引器等）。
（７）その他、医療上の処置を行うために必要な資器材を備えていること（毛布、膿盆、汚物入れ等）。

5　次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
（１）同乗医師との連携
（２）搭載する無線設備の運用
（３）救急医療専用ヘリコプター及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理

6　次に掲げる事項を記載した業務案内を常備していること。
（１）救急医療専用ヘリコプターの構造及び積載する資器材
（２）業務の管理体制

7　患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、従事者に対し適切な安全教育又は研修を実施していること。

8　経営状況が健全であること。

（参考２）厚生労働科学研究を踏まえた指針改定案①

令和7年度厚生労働科学研究で示された指針改定案を基に事務局作成

選定手続実施前に都道府県において整理すべき事項

- 都道府県等は、ドクターヘリの運航事業者選定時には、当該運航事業者がドクターヘリを安全・確実に長期間運航する能力を有していることを確認する。
- 都道府県等は、運航事業者が入札時に開示すべき情報について仕様書に記載のうえ、選定時に確認すること。
- 確認が必要な、運航事業者に関する情報は以下の通り（次表）。

1) 航空事業全般の実施状況。

2) ドクターヘリ事業の実施状況および同事業の長期継続に必要な資源（機体、操縦士・整備士・その他の人員、予備機・予備品等）が十分確保されていること。

運航事業者に求める要件

- 航空法およびその他の関係法令に基づく報告徴収、立入検査、行政処分、行政指導等を受けた場合、その内容、改善措置及び再発防止策を委託者に説明できること。過去5年以内に、航空法等を含めて、行政処分を受けていないことが望ましい。
- ドクターヘリ運航業務を統括する責任者を置き、救急患者搬送及び航空医療に関する相当の知識及び経験を有すること。また、自社で整備計画が立てられ、社内で整備士の技能向上などの利点を鑑み、運航事業者が認定事業場（整備・改造）に認定されていることが望ましい。

入札方式

- 受託運航事業者の入札に際しては、運用の安全性を十分に事前確認するため、一般競争入札を避け、指名競争入札・総合評価方式・プロポーザル方式等により選定することを推奨する。

（参考２）厚生労働科学研究を踏まえた指針改定案②

令和7年度厚生労働科学研究で示された指針改定案を基に事務局作成

区分	評価項目	具体的な記載内容
運航事業者全体	保有する全機体	保有する全航空機（回転翼機・固定翼機）の機種と各機体数、平均飛行時間、平均稼働年数
	操縦士・整備士	操縦士、整備士の総数
	安全管理体制	社内の安全管理体制と直近の安全報告書
	航空事故・重大インシデント	過去10年間における事故・重大インシデントの報告数とその内容
	不利益処分等	過去10年間に受けた不利益処分およびその内容
	安全事象の対応事例	不安全事象の分析結果が安全管理体制の向上に寄与していることを示す具体例
	認定事業場か	認定事業場であればその作業範囲
	耐空検査数	過去10年間に耐空検査を行った数
ドクターヘリ事業	ドクターヘリ事業の受託地域	当該運航事業者が現時点で運航を受託している全てのドクターヘリ運航地域名（都道府県・地域名）および各拠点医療機関の名称と所在地
	整備基地の配置	ドクターヘリ拠点のうち整備基地の数と所在地
	ドクターヘリの機体	ドクターヘリ事業に用いる全ての回転翼機の機体番号、機種、総飛行時間および稼働年数
	操縦士の資格・経験	各ドクターヘリ操縦士が保有する国家資格、資格の対象となる機種、総飛行時間、機長としての飛行時間、うちドクターヘリ機長としての飛行時間
	整備士の資格・経験	各ドクターヘリ整備士が保有する国家資格、資格の対象となる機種、当該資格での整備経験年数、うちドクターヘリの整備経験年数、確認整備士・確認主任者の免許
	操縦士と整備士の配置状況	ドクターヘリ操縦士、整備士の各基地、整備基地、拠点への配置状況
	認定事業場か	当該運航事業者がドクターヘリ認定事業場であるか。事業場であればその作業範囲、取り扱う機種、確認主任者・確認整備士の人数と配置
	ドクターヘリの運航状況	当該運航事業者が既に受託している各ドクターヘリ運航地域ごとの、過去3年間におけるドクターヘリの年間総待機時間、総飛行時間およびその内訳の一覧

（参考２）厚生労働科学研究を踏まえた指針改定案③

令和7年度厚生労働科学研究で示された指針改定案を基に事務局作成

契約に盛り込むべき事項

- 委託者および基地病院に、必要な運航・整備情報が提供されるよう、委託契約書に都道府県および基地病院の権利と運航事業者の義務を記載しておくこと。
  1. 必要に応じて運航事業者に運航・整備に関する質問を行う権利および運航事業者の説明義務
     安全上の疑義が生じた際の、運航・整備規程等の開示請求権および運航事業者の開示義務
  1. 重大な不安全事象が生じ、運航事業者による適切な対応が行われていないと委託者が判断した場合の、委託者の申し出による委託契約の解約権
  2. 日本航空医療学会データベースへの事業者によるインシデント等データ登録義務。
  3. ドクターヘリ待機時間中の運休（3 時間/日超）に関する報告義務
  4. 多職種間の日常的な情報共有に対する運航事業者の努力義務
- 運航事業者選定時に、当該運航事業者において公益通報制度が十分に機能していることを確認することを推奨する。
- 公益通報を理由とした運航事業者職員の解雇、減給、配置転換などの不利益処分を禁止し、違反した場合には委託者の判断により契約解除できることを、契約書に記載すること推奨する

契約履行中のモニタリング

- 委託者は、運航実績、人員・勤務、整備、安全管理等を定期的に確認・評価し、必要な改善を求めること。
- 運航事業者は、運航継続に支障を及ぼすおそれを早期に報告し、委託者は基地病院をはじめとする関係機関と連携して対応すること。

（参考２）厚生労働科学研究を踏まえた指針改定案④

令和7年度厚生労働科学研究で示された指針改定案を基に事務局作成

運航休止時及び事業者交代時の対応

- 受託者は、運航休止の可能性に備え、基地病院、消防機関、近隣都道府県、近隣ドクターヘリ、消防防災ヘリ等と連携し、運休発生時には地域住民への影響を最小化するための代替搬送体制を速やかに確保すること。
- 現行事業者及び新たな事業者の間で、引継ぎが円滑に行われるよう、十分な引継期間を設け、また運航事業者間においても引き継ぎに対して十分な協力を行うこと。

（参考３）検討会でのご意見を踏まえた指針改定案

検討会でのご意見等を踏まえて
事務局作成

公的に保有する機体を用いる場合の留意事項

- 地方公共団体等が機体を保有し、運航事業者に運航又は維持管理を委託する場合は、次に掲げる事項を整理すること。
  1. 機体の所有者、運航者、整備責任者及び基地病院の責任分担
  2. 機体の取得、登録、耐空証明、耐空検査、改修、保険、無線局、部品・消耗品及び記録の管理
  3. 代替機及び予備機の確保方法
  4. 機体更新、売却、廃棄及び契約終了時の取扱い
  5. 公的保有による運航の安定化効果、追加的な維持管理費及び広域連携への影響

（参考４）これまでの検討会における主な御意見

- 都道府県・医療機関と運航事業者の間の情報の非対称性によって運航を委託する側のチェックが困難。
- 契約時には、運航会社が安全かつ確実に長期継続できるかを確認するとともに、契約書に、安全性に疑義が生じた場合の業務状況確認権、インシデント・アクシデントの登録・報告義務等を盛り込むべきではないか。
- 事業者の公益通報制度が適切に機能しているかを確認し、委託者側も航空運航に関する基礎知識を習得する必要があるのではないか。
- 現行事業者及び新たな事業者の間で、引継ぎが円滑に行われるよう、十分な引継期間を設け、また運航事業者間においても引き継ぎに対して十分な協力を行うこと。
- 整備士不足による運休の発生状況は運航事業者によって異なることも踏まえ、安全かつ安定的な運航を継続できる事業者を選定するための入札・評価方法が重要ではないか。
- 運航事業者選定については、単に価格のみでなく、安全確保への取組、あるいは運航体制、整備体制の継続性、そして予備機、代替機などの運航体制の確保、これらも含めて考えていくべきである。